

## 指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第1回）議事要旨

### 1. 検討会の概要

○ 日 時 : 令和7年5月28日(水) 10:00~11:55

○ 場 所 : 文部科学省旧庁舎6階第2講堂

○ 出席者 :

【委員】 荒井委員、井田委員、釜井委員、北居委員、小島委員、佐原委員、宍野委員、道家委員、戸松委員、富永委員、中山委員、山本委員

【オブザーバー】 法務省大臣官房司法法制部関係官

【事務局】 藤原文部科学事務次官(途中退席)、森田文化庁次長、小林文化庁審議官、塩原文化戦略官、山田文化庁宗務課長 ほか関係官

### 2. 議事概要

#### (1) 指定宗教法人の清算に係る指針検討会の運営について

指定宗教法人の清算に係る指針検討会開催要項(以下「開催要項」という。)第4項(3)に基づき、委員の互選により井田委員が会長に決定された。

開催要項第4項(4)に基づき、井田会長の指名により、北居委員が会長代理に決定された。

開催要項第4項(9)に基づき、資料2の案のとおり、「指定宗教法人の清算に係る指針検討会の運営に係る申し合わせ」が決定された。

#### (2) 委員間の意見交換

資料3について事務局より説明があり、その後に委員間で意見交換がなされた。その際、次のような意見があった。

○ 検討会の委員の間でも、宗教法人法の定める清算手続を、柔軟に、かつ被害者救済の目的に合わせて運用し、いかに工夫していくかが重要であるというコンセンサスは、本日の会議で共有されているように感じている。

宗教法人法は第43条で定める様々な解散事由を一つの清算の制度で規定しているが、指定宗教法人の清算手続は、指定宗教法人制度を規定する特定不法行為等被害者特例法第1条に規定するように「被害者の迅速かつ円滑な救済に資する」という目的をもった清算手続であり、任意解散などの場合と同様に清算を進めてしまうとうまくいくとは考えがたく、被害を受けた方々の救済をいかに図っていくかということが当然のこととして求められる。

○ 指定宗教法人の清算にあたって、その法人の心理的な影響の下にあたり、その法人の関係者と個人的な人間関係がある、反対に被害申告すれば関係者から著しい非難を受けることを恐れるなどの事情から、清算開始時点では、被害を申告できない潜在的な被害者が相当多数存在するおそれがあることを考慮するべきである。

○ 形式的に法律を当てはめてしまえば、不公平感をもたれてしまいかねない。指定宗教法人は、一般の宗教法人による宗教活動とは次元が違い、特定不法行為等により財産を形成してい

ることは厳しく評価していく必要がある。

○ 解散が決定された指定宗教法人は、法令に違反し、公共の福祉を著しく害すると明らかに認められる行為をしたと司法で認定された法人である。清算にあたっては、被害者に対して丁寧な対応が行われるべきであり、潜在的な被害者を含めて、被害者の取りこぼしのないよう十分な配慮を尽くした指針を設けていくべきである。一方、信者は存在しており、法人の解散に伴い事実上の制約が生じるとしても、信者の一般的な宗教活動が継続できるよう配慮する必要もあると考えられる。

○ 指定宗教法人の清算においては、少なくとも清算開始当初は、清算法人の職員が清算人に協力をしないおそれがあり、清算人としては、最初の接触の日の時点で、紙の資料やデータを確保することが1つのポイントとなる。こういった場合、例えば情報技術に詳しい者など、事態に対処する能力がある者の協力を得ることができれば資料の確保は円滑になるものと考えられる。清算人の安全確保も重要である。

また、清算法人の管理対象財産が大きく、全国的に点在しているような場合には、清算人の財産管理の負担が大きく、力のある清算人団を編成して、税理士、公認会計士、不動産鑑定士などの助力を得ることが必要であるし、相当多数の被害者がいることから、個別の訴訟には代理人を選任して対応をしていくことが必要である。

○ 特定不法行為等を原因とする被害者が多数あり、かつ、その損害賠償債権等に対する対応というのが清算人の清算事務の相当部分を占める可能性があり、また、そもそもこのような被害者が損害賠償を申し出るには一定の時間を必要とし、債権調査についても非常に困難な問題がある。このため、必然的に清算手続に時間を要する。

また、帰属権利者の残余財産の引渡請求権は、持分権を持つ株式会社の株主の引渡請求権などと異なり対価性がなく、債権者に対して劣後する立場にあり、迅速な引渡し等を保障する必要性というのは必ずしも高いものではなく、残余財産の引渡しの手続に当たっても、まずもって追求すべきは、被害者、債権者をできるだけ完全に救済することであり、清算手続に一定の時間をかけるとしても被害者救済を図る。そういう意味では、迅速性が一定程度後退するということは当然に予定されるべきと考えられる。清算期間が長期となれば、結果として、潜在的な被害者が被害を申告する期間も増え、弁済を受けられることとなるのではないかと考える。

○ 債務の弁済に当たっては、特定不法行為等による被害の返金のみならず、慰謝料請求等の額の確定が必要となるところ、債権額を確定していくに当たっての弁済の基準が必要となると考えられる。このような基準づくりは、中立な第三者委員会のようなものを設けて、公平性を確保していくことが適当である。このような基準に基づき、一定程度の類型化を図って、類型に当てはまる場合には債権の存在を認めていくという手法も考えられる。

○ 清算結了に当たっての処理として、清算結了後に被害を申告する方がいらっしゃるおそれもある。一部の財産を第三者が管理する弁償財団に預けることも考えられるのではないかと。もとより、帰属権利者は債権者に劣後する立場にあると考えられ、このような措置に対して強い主張をすることはできないのではないかと考える。ただし、帰属権利者との交渉は相当に困難なもの想定される。

○ 清算結了後に弁済を行う第三者への金員の抛出について、帰属権利者の同意がなければなら

ないか否かはなお研究の余地があるのではないか。

- 清算法人の職員の協力が得られない場合、清算人による懲戒処分や損害賠償請求等の民事上の措置が考えられる。清算開始前の段階で法人役員により善管注意義務に反する行為がなされている場合には、これを理由に損害賠償請求することも考えられる。
- 知れたる債権者を広く的確に把握していくことも重要である。一定程度の相手方を類型化し、知れたる債権者とみなして、清算法人から債権の存在を通知することも考えられる。
- 清算人の地位について指定宗教法人の清算の特殊性を踏まえると、通常の会社の清算などのような、解散した法人の1機関として、法人又は関係者に対して善管注意義務を負う立場というものとは、違う側面を持っていると考えられる。

会社法においても、債権者が多数で利害関係が複雑、清算事務等の処理に長時間を要すると予想されるといった、清算の遂行に著しい困難が認められるような場合には特別清算を申し立てることができるということとなっており、特別清算における清算人の地位は、株主等のみならず、債権者にも公平誠実義務を負うこととし、いわば第三者として観念されている。

指定宗教法人の清算手続における清算人も、清算人は清算法人の側だけを見ていればいいということではなく、一定の、第三者的な、公益を保護するような性質を持った役割が認められるのではないかと考えられる。

したがって、手続が公正に遂行されるように、被害者が適切な債権申出を行えるような措置や、法人の関係者が清算事務に十分に協力しないような場合には、その責任を追求していくことが求められる。また、公益の担い手として、その法人を所轄する官庁等とも協力をしながら情報提供を求めるといった、公益的な立場に基づいて業務を遂行するということが理論的にも正当化され、また、要請されるところである。

- 今回の検討の範囲である清算手続は、法人の財産上の側面に注目した手続であるが、事実上は信者の宗教的な行為に対して何らかの支障を及ぼす可能性はあることは、過去の裁判における決定上の考え方であり、信教の自由についての支障に対する配慮は必要である。

この考えを前提としつつも、とりわけ宗教法人の解散の中でも、解散命令請求の結果として解散がされるという場合には、純粹に私人間の問題とは言いきれず、その後の清算にも国としても関心を持つべきであり、今回の指針を設けることも求められるところと考える。

また、憲法的観点から見ると、指定宗教法人として指定しているということは、団体に係る特定不法行為等の被害者が多数存在するということを国として認めた逸脱事例であり、指針の内容を、憲法の信教の自由の観点から考える場合にも、そのような認定、評価を行ったということと一貫した議論がなされる必要があると考えられる。

- 宗教法人の管理運営に携わってきた立場から考えても、信教の自由への配慮は重要であるが、清算手続自体は法人の運営に係る事項であり、いけないことはいけないものという前提で進めていただくことが適当であるとする。法人の管理運営で法律違反をし、多数の被害者を生じたことには、それに応じた制限が生じてしかるべきである。
- 信者の宗教行為に確かに必要な財産の管理・処分に関して、債務総額に対して現預金などの流動資産が十分にあるのであれば、他の動産、不動産をあえて換価することは考えがたい。

こういう場合、帰属権利者と、清算終了後に弁償を担う財団を設けさせる交渉に当たっては、

信者の宗教行為に確かに必要な財産を円滑に引き渡す代わりに、一定額の流動資産は清算法人に留め置かせたり、清算終了後は、例えば明らかに除斥期間が経過する20年間は、弁償財団に留め置き、それでもなお残れば帰属権利者に引き渡したいという交渉をすることも考えられるのではないか。

また、被害者救済という視点で言えば、早く清算手続を進めて宗教行為に確かに必要な財産を引き渡すためには、被害申告についても、例えば寄附額については全額債務と認めるといった基準とする交渉も考えられる。この場合、宗教行為のための資産は早期に帰属権利者に引き渡せて信者の信教の自由の保護にもつながるし、被害者も満足な弁済を受けやすいとも評価できるのではないか。

- 信者の信教の自由への配慮がどの程度できるかは、指定宗教法人の資産状況に大きく依存すると考えられる。十分に現預金等があり、物件検査や弁済等の清算目的上必要がないのであれば、清算人としては、宗教目的の不動産について換価する必要性もないため、信者の宗教上の行為のための利用を認める余地がある。また、固定資産を換価する必要がある場合も、宗教目的の資産は換価しがたく、駐車場等、より一般的な利用に適う資産から売却していこう。

したがって、流動資産の形で十分な責任財産が確保されていれば、結果として信者の信教の自由に配慮した清算が行いやすいと言える。

- 1人の取りこぼしもなく被害者を救済して弁済することができれば、この残余財産は、指定宗教法人の財産としての特徴を持たないものになるとも解釈でき、宗教法人法に基づいた通常の処分ができるのではないか。